

平成 30 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 ベルーナ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 安 野 清
(コード番号 9997 東証第 1 部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 松田 智博
(TEL. 048-771-7753)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 4 日開催の取締役会において、当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 42 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的等

(1) 本制度導入の目的

本制度は当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度導入条件

本制度は、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の割当ての為に金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 39 回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は年額 200 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、当社の監査等委員である取締役の報酬額は年額 30 百万円以内とご承認をいただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の当社の取締役の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）に対して年額 50 百万円以内、当社の監査等委員である取締役に対して年額 5 百万円以内と設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）については当社の取締役会において決定し、当社の監査等委員である取締役については当社の監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権を支給し、当社の取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。

なお、その1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当社の普通株式を引き受ける当社の取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社の取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（監査等委員であるもの除く。）に対して割当てする譲渡制限付株式の総数は45,000株、当社の監査等委員である取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の総数は4,500株とし、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける当社の取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

当社の取締役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとする。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、当社の取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の定めに基づき、なお譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または使用人いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当社の取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

<p>この件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。 株式会社ベルーナ 経営企画室 (TEL 048-771-7753)</p>
